

令和 3 年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和 4 年度の検査計画

令和 4 年 5 月 25 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 3 年度の原子力規制検査の結果に基づいて実施した総合的な評定及び令和 4 年度の検査計画の了承について諮るものである（令和 3 年度検査実績は別紙 1 参照）。

また、次の事項についてもあわせて報告するものである。

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所について、令和 3 年度の実施計画検査¹の結果及び令和 4 年度実施計画検査の計画
- ・令和 3 年度に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）又は船舶安全法に基づき実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

2. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

総合的な評定²は、原子力規制検査等実施要領に基づき実施した。なお、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所については、令和 2 年度の検査指摘事項の重要度「赤」による追加検査が継続中であることを踏まえて評価する。

(1) 各原子力施設の総合的な評定

各原子力施設の総合的な評定は、安全実績指標及び検査指摘事項の重要度評価等を踏まえ、別紙 2 のとおり了承いただきたい。

総合的な評定の概要は以下のとおりである。

①検査指摘事項が確認されなかった施設（86 施設）

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」³であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

¹法第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここではそのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査、同項第 3 号に規定する検査及び同第 4 号に規定する検査を対象とする。

²法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定により、原子力規制検査の結果に基づき事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするもので、同条第 7 項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。

³核燃料施設等の安全実績指標は「追加対応なし」。また、建設中で報告すべき安全実績指標の値がない施設及び政令第 4 条 1 条非該当施設等を含める。

②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設⁴（36 施設）

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（7 施設）

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

(2) 令和4年度の検査計画

各原子力施設の総合的な評定等を踏まえ、令和4年度の検査計画は、別紙3のとおり了承いただきたい。

検査計画の概要は以下のとおりである。

①検査指摘事項が確認されなかった施設

令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設⁵

令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に基づく追加検査を継続する。基本検査は、検査のサンプル数を増やし、核物質防護のチーム検査を4回とする（昨年度と同数）。

④政令第41条非該当施設等

政令第41条非該当施設等については34の使用者を対象として行う。(別紙3の④参照)

⁴ 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

⁵ 核燃料施設等については、「追加対応なし」の検査指摘事項が確認された施設。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

(3) 総合的な評定の通知について

総合的な評定については、法第61条の2の2第9項の規定及び原子力規制検査等実施要領に基づき、別紙4のとおり、事業者等に結果を通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し公表することについて了承いただきたい。

3. 福島第一原子力発電所の令和3年度実施計画検査の結果及び検査の計画

令和3年度実施計画検査の結果及び令和4年度実施計画検査の計画は、別紙5のとおり。

令和3年度実施計画検査の結果、施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備等の性能検査を実施し、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。また、保安検査については、放射性廃棄物管理等を重点項目として検査を実施した結果、放射性廃棄物管理について1件の検査指摘事項があり、軽微な違反と評価した。核物質防護検査では、実施計画違反はなかった。

令和4年度実施計画検査の計画については、前述の検査結果を踏まえ、令和3年度第73回原子力規制委員会（令和4年3月23日）で了承された令和4年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針⁶に基づき策定した。施設定期検査については、重点的に検査を行う施設を具体的に記述し、保安検査については、廃炉全般の視点に加えて放射性廃棄物管理を検査対象として明確に位置付けた。

4. 核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

令和3年度に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は船舶安全法に基づき国土交通大臣が実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果は、次のとおり。

(1) 確認状況（別紙6参照）

令和3年度中、輸送事業者等の提出した「輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書」の内容について防護措置が適切なものであることを確認するとともに、輸送前に現場において実際の防護措置の確認を行った。

(2) 確認結果

特に問題はなかった。

⁶ <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000718.html>

(添付資料)

- 別紙 1 令和 3 年度検査実績
- 別紙 2 令和 3 年度原子力規制検査の総合的な評価
- 別紙 3 令和 4 年度検査計画
- 別紙 4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について(案)
- 別紙 5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和 3 年度実施計画検査の結果及び令和 4 年度実施計画検査の計画
- 別紙 6 令和 3 年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

参考資料 安全実績指標（原子力規制検査等実施要領より引用）

監視領域		安全実績指標	時期	規則		
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 	第5条第1号（実用発電用原子炉施設にのみ適用）		
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数				
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数				
	影響緩和	④安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期（3年） 			
		<table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・原子炉隔離時冷却系 ・低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> <tr> <td>PWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系 ・補助給水系 ・低圧注入系 ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> </table>			BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・原子炉隔離時冷却系 ・低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系
	BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・原子炉隔離時冷却系 ・低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 				
	PWR	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系 ・補助給水系 ・低圧注入系 ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 				
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 			
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）				
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度（基準値に対する割合）				
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練サイクルごと ・評価期間は過去1年以内 				
	⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）					
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 				
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごと 	第5条第2号		
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数				
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数				
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合（立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 	第5条第3号		

規則：原子力規制検査等に関する規則

①令和3年度検査実績(日常検査(実用発電用原子炉))

(別紙1)

令和3年度 日常検査 実績(実用発電用原子炉) ※1 ※4

No	ガイド番号	検査ガイド名	検査実施状況																	
			川内 1,2号:運転	玄海 1号:廃止A 2号:廃止A 3,4号:運転	伊方 1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	高浜 1,2号:長停 3,4号:運転	大飯 1,2号:廃止A 3,4号:運転	美浜 1,2号:廃止A 3号:長停	泊 1~3号:長停	東通 1号:長停	女川 1号:廃止A 2,3号:長停	柏崎刈羽 1~7号:長停	福島第二 1~4号:廃審	東海 1号:廃止B 2号:長停	浜岡 1,2号:廃止B 3~5号:長停	志賀 1,2号:長停	敦賀 1号:廃止A 2号:長停	島根 1号:廃止A 2号:長停 3号:建設B	大間 1号:建設A	(東電)東通 1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	令和3年度計画	10	12	7	12	12	3	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3	
		令和3年度実績	13	13	14	20	12	10	0	1	4	2	4	2	2	0	4	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	令和3年度計画	2	3	2	3	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	2	3	2	5	6	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1		
3	BM0060	保安の有効性評価	令和3年度計画	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	5	5	5	11	7	5	1	1	2	1	1	7	1	3	3	1		
4	BM0100	設計管理	令和3年度計画	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	6	7	6	9	10	6	1	2	2	2	1	5	1	1	2	2		
5	BM0110	作業管理	令和3年度計画	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		令和3年度実績	7	6	6	11	8	9	6	4	5	7	2	8	3	7	20	3		
6	BO0010	サーベイランス試験	令和3年度計画	18	22	17	22	22	5	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5	
		令和3年度実績	22	25	35	25	24	18	7	3	6	8	6	3	6	5	4	7		
7	BO1020	設備の系統構成	令和3年度計画	18	22	18	22	22	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	
		令和3年度実績	18	22	20	22	24	18	6	3	6	8	6	4	5	4	5	6		
8	BO1030	原子炉起動・停止	令和3年度計画	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		令和3年度実績	2	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	令和3年度計画	20	24	19	24	24	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	
		令和3年度実績	20	24	20	27	25	20	6	3	6	9	6	4	8	8	11	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	令和3年度計画	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	3	6	4	6	5	3	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1		
11	BO1070	運転員能力	令和3年度計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	4	4	13	4	5	6	1	1	1	1	3	1	1	3	5	1		
12	BE0010	自然災害防護	令和3年度計画	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		令和3年度実績	8	5	5	7	4	4	2	3	3	1	5	5	2	2	3	2		
13	BE0020	火災防護	令和3年度計画	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		令和3年度実績	14	13	17	18	16	14	9	8	8	7	7	8	6	10	7	7		
14	BE0030	内部漏水防護	令和3年度計画	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	3	4	3	7	4	3	1	1	1	2	3	1	1	1	2	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	令和3年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	4	1	7	4	2	1	1	1	2	1	1	5	0	1	1	0		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	令和3年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	4	1	6	2	1	1	3	3	2	1	2	3	0	3	3	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	令和3年度計画	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		令和3年度実績	10	12	17	10	10	14	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	令和3年度計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	4	4	4	5	4	4	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1		
19	BE0100	津波防護	令和3年度計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	4	5	4	5	4	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	令和3年度計画	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		令和3年度実績	6	7	8	7	6	6	6	5	5	6	5	5	5	6	6	5		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	令和3年度計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		令和3年度実績	3	7	7	5	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	令和3年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	令和3年度計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		令和3年度実績	2	2	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	令和3年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		令和3年度実績	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	令和3年度計画	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	
		令和3年度実績	0	1	0	1	2	9	0	0	3	0	0	0	0	0	5	1		
令和3年度計画			145	162	139	162	162	51	51	43	51	67	56	46	55	47	47	51	0	0
令和3年度実績			166	180	209	220	188	165	62	50	68	71	65	73	52	67	95	56	0	0

(単位: サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。
検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。

※1 令和2年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。

※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。

③令和3年度検査実績(チーム検査(1/2))

令和3年度 チーム検査 検査実績											
No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和3年度		令和3年度		令和3年度		備考		
			第1四半期実績	件	第2四半期実績	件	第3四半期実績	件		第4四半期実績	件
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	高浜 大飯 柏崎刈羽 三菱原子燃料 HTTR STACY 京都大学 原燃工熊取	8	高浜 大飯 伊方 玄海 三菱原子燃料 NFI-熊取 JAEA 処理場 HTTR STACY JRR-3	10	美浜 高浜 大飯 伊方 玄海 川内 柏崎刈羽 三菱原子燃料 NFI-熊取 JAEA 処理場 核サ研(J核) 核サ研(Pu3) NSRR STACY JRR-3	15	美浜 高浜 大飯 柏崎刈羽 川内 玄海 NSRR STACY JRR-3 JAEA 処理所 NFI-熊取 照射燃料集合体試験施設	12	☆ 当該四半期に検査を実施した事業所及びその事業所数を記載
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	美浜 大飯 高浜 (伊方)	3	伊方	1	川内	1	(美浜) (川内)	0	
3	BM100	設計管理	大飯	1	伊方	1	志賀 敦賀 JAEA再処理	3	浜岡 島根	2	
4	BO1050	取替炉心の安全性	美浜	1	伊方	1	川内	1		0	
5	BO1070	運転員能力		0		0	伊方	1	福島第二を除く 全発電所	15	
6	BE0021	火災防護(3年)	高浜	1		0	(美浜)	0	(美浜)	0	
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	高浜	1	美浜 伊方 大飯	3	川内 大飯 高浜 美浜 伊方 (玄海)	5	伊方 玄海	2	
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	高浜 (大飯)	1	美浜 伊方 大飯	3	川内 大飯 高浜 玄海 (伊方)	4	伊方 玄海	2	
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	女川 原燃再処理 (伊方) (原電東海)	2	泊 大飯 高浜 伊方 (原電東海)	4	美浜 志賀 島根 原電東海	4	東通	1	原電東海は、東海発電所 及び東海第二発電所の検査 を併せて実施
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	女川 原燃再処理 (伊方) (原電東海)	2	泊 大飯 高浜 伊方 (原電東海)	4	美浜 志賀 島根 原電東海	4	東通	1	原電東海は、東海発電所 及び東海第二発電所の検査 を併せて実施
11	BR0040	空气中放射性物質の 管理と低減	女川 原燃再処理 (原電東海)	2	泊 (原電東海)	1	美浜 志賀 島根 原電東海	4	東通	1	原電東海は、東海発電所 及び東海第二発電所の検査 を併せて実施
12	BR0050	放射性気体・液体 廃棄物の管理	原燃再処理 (柏崎刈羽) (原電東海)	1	泊 柏崎刈羽 (原電東海)	2	志賀 島根 原電東海	3	東通	1	原電東海は、東海発電所 及び東海第二発電所の検査 を併せて実施
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	原燃再処理 (柏崎刈羽) (原電東海)	1	泊 柏崎刈羽 (原電東海)	2	志賀 島根 玄海 原電東海	4	東通 川内	2	原電東海は、東海発電所 及び東海第二発電所の検査 を併せて実施
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	原燃再処理 (柏崎刈羽) (原電東海)	1	泊 柏崎刈羽 (原電東海)	2	志賀 島根 玄海 原電東海	4	東通 川内	2	原電東海は、東海発電所 及び東海第二発電所の検査 を併せて実施
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用※	大飯 伊方 (原燃再処理)	2	女川 原燃再処理 (泊)	2	川内 泊 (玄海)	2	美浜 玄海	2	
16		核物質防護	泊 女川 原燃再処理 原燃濃縮・埋設 福島第二 東海第二 JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜 ふげん 浜岡 島根 伊方 玄海 川内 核管センター-東海 核管センター-六ヶ所 東芝 東京大学	21	東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 RFS 女川 福島第二 東海第二 JAEA再処理 三菱原子燃料 大洗廃棄 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 大飯 高浜 美浜 浜岡 島根 伊方 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 NDC 京都大学 近畿大学 三菱電機	28	泊 東通 大間 原燃再処理 原燃濃縮・埋設 女川 福島第二 東海第二 三菱原子燃料 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 美浜 浜岡 島根 伊方 川内 東京大学 原科研 NFD	23	東通 原燃再処理 福島第二 JAEA再処理 原燃工東海 柏崎刈羽 大飯 美浜 もんじゅ ふげん 浜岡 原燃工熊取 核サ研 大洗北 大洗南	15	☆ 当該四半期に検査を実施した事業所及びその事業所数を記載したものであり、四半期毎に報告している検査件数とは一致しない
			計	48	計	64	計	78	計	58	

※延期するサイトを含め規制事務所が中心となって行う「日常観察」及び「半期検査」は従前通り実施

・()は当該四半期で検査が完了しなかった事業所
・件数は検査が完了した件数(☆)

③令和3年度検査実績(チーム検査(2/2))

令和3年度 チーム検査(法定確認) 実績

【第1四半期実績】:5件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
 - ・三菱原子燃料株式会社
 - ・九州電力玄海原子力発電所
 - ・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
 - ・日本原燃廃棄物埋施設(大飯発電所にて実施)
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
 - ・日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん

【第2四半期実績】:5件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
 - ・日本原子力研究開発機構 大洗研究所(DCA)
 - ・京都大学 複合原子力科学研究所
- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
 - ・日本原燃廃棄物埋施設(志賀原子力発電所にて実施)
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
 - ・中部電力浜岡原子力発電所(1, 2号機)
 - ・日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

【第3四半期実績】:6件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
 - ・日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所(JRR3)
 - ・日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所(JRR4)
 - ・日本原子力研究開発機構 大洗研究所(JMTR)
 - ・関西電力美浜発電所
 - ・九州電力玄海原子力発電所
- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
 - ・日本原燃廃棄物埋施設(浜岡原子力発電所にて実施)

【第4四半期実績】:3件

- 事業所外の運搬確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
 - ・京都大学 複合原子力科学研究所
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
 - ・日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん
 - ・中部電力浜岡原子力発電所(4号機)

④令和3年度検査実績(政令第41条非該当施設等)

令和3年度 原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の実績

事業所			実施時期
番号	所在地	名称	
1※1	青森	青森県原子力センター青森市駐在	第3四半期
2	青森	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	第4四半期
3	青森	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所	第1四半期
4	秋田	国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属鉱業博物館(核原料)	第3四半期
5※1	福島	福島県環境創造センター福島支所	第3四半期
6※1	茨城	JX金属株式会社磯原工場	第3四半期
7	茨城	原子燃料工業株式会社東海事業所	第2四半期
8	茨城	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	第2四半期
9	埼玉	防衛省航空自衛隊第3補給処	第4四半期
10	東京	株式会社日本箱産業(核原料)	第4四半期
11	神奈川	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	第3四半期
12	新潟	日本中央競馬会新潟競馬場(核原料)	第3四半期
13	新潟	水信辰徳(核原料)	—
14	石川	北陸電力株式会社志賀原子力発電所	第3四半期
15	山梨	株式会社日本トロン開発協会山梨営業所(核原料)	第4四半期
16	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山(核原料)	第2四半期
17	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター(核原料)	第2四半期
18	岐阜	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	第2四半期
19	岐阜	大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	第2四半期
20※1	岐阜	有限会社イーファーム(核原料)	第4四半期
21	京都	国立大学法人京都大学工学部放射実験室	第2四半期
22	大阪	原子燃料工業株式会社熊取事業所	第2四半期
23	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	—
24	奈良	国立大学法人奈良女子大学アイソトープ総合実験室	第3四半期
25	岡山	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核原料)	第4四半期
26※1	山口	帝人株式会社岩国開発センター	第2四半期
27	愛媛	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	第3四半期
28	福岡	三井金属鉱業株式会社三池事務所	第2四半期
29	宮崎	旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	第3四半期

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和2年度から検査実施を延期したものの。
(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等の総数は208(令和4年4月時点))

(別紙 2)**令和3年度原子力規制検査の総合的な評価**

原子力施設		総合的な評価*	通知文(別紙4)の別紙		
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	②	別紙2-1	
		2号機	②	別紙2-1	
		3号機	②	別紙2-1	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	①	別紙2-2	
		女川原子力発電所	1号機	②	別紙2-3
			2号機	②	別紙2-4
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	②	別紙2-5	
		2号機	②	別紙2-5	
		3号機	②	別紙2-5	
		4号機	②	別紙2-5	
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	③	別紙2-6	
		2号機	③	別紙2-6	
		3号機	③	別紙2-6	
		4号機	③	別紙2-6	
		5号機	③	別紙2-7	
		6号機	③	別紙2-8	
日本原子力発電株式会社	東海発電所	—	②	別紙2-10	
	東海第二発電所	—	②	別紙2-11	
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	②	別紙2-12	
		2号機	②	別紙2-12	
		3号機	②	別紙2-12	
		4号機	②	別紙2-12	
		5号機	②	別紙2-12	
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	①	別紙2-13	
		2号機	①	別紙2-13	
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	①	別紙2-14	
		2号機	②	別紙2-15	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	①	別紙2-16	
		2号機	①	別紙2-16	
		3号機	②	別紙2-17	
	大飯発電所	1号機	②	別紙2-18	
		2号機	②	別紙2-18	
		3号機	②	別紙2-19	
		4号機	②	別紙2-20	
	高浜発電所	1号機	②	別紙2-21	
		2号機	②	別紙2-22	
		3号機	②	別紙2-23	
4号機		②	別紙2-24		
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	①	別紙2-25	
		2号機	①	別紙2-25	
		3号機	①	別紙2-25	
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	②	別紙2-26	
		2号機	②	別紙2-26	
		3号機	②	別紙2-26	
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	①	別紙2-27	
		2号機	①	別紙2-27	
		3号機	②	別紙2-28	
		4号機	①	別紙2-27	
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	②	別紙2-29	
		2号機	①	別紙2-30	

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	①	別紙 2-3 1
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		②	別紙 2-3 2
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙 2-3 3
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙 2-3 3
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-3 3
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙 2-3 3
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		②	別紙 2-3 4
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 5
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所の廃棄物管理施設		①	別紙 2-3 6
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 JRR-3		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 JRR-2		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 JRR-4		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙 2-3 6
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙 2-3 6
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙 2-3 6
青森研究開発センター原子力第 1 船原子炉施設		①	別紙 2-3 6	
日本核燃料開発株式会社	核燃料物質使用施設		②	別紙 2-3 7
三菱原子燃料株式会社	加工施設		①	別紙 2-3 8
MHI 原子力研究開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 9
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙 2-4 0
学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所		①	別紙 2-4 1
株式会社日立製作所	王禅寺センタ HTR		①	別紙 2-4 2
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙 2-4 3
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設		①	別紙 2-4 3
	原子力技術研究所 NCA		①	別紙 2-4 3
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設		②	別紙 2-4 4
学校法人立教学院立教大学	原子力研究所		①	別紙 2-4 5
学校法人近畿大学	原子力研究所 UTR		①	別紙 2-4 6
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙 2-4 7
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-4 7
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙 2-4 7
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙 2-4 8
	熊取事業所加工施設		①	別紙 2-4 8
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		①	別紙 2-4 9
青森県原子力センター	青森市駐在（核燃料物質使用施設）		①	別紙 2-5 0
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	青森研究開発センター（核燃料物質使用施設）		①	別紙 2-5 1

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-52
国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属鉱業博物館	①	別紙2-53
福島県環境創造センター福島支所	①	別紙2-54
JX金属株式会社磯原工場	①	別紙2-55
原子燃料工業株式会社東海事業所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-56
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-57
防衛省航空自衛隊第3補給処	①	別紙2-58
株式会社日本箱産業	①	別紙2-59
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	①	別紙2-60
日本中央競馬会新潟競馬場	①	別紙2-61
北陸電力株式会社志賀原子力発電所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-62
株式会社日本トロン開発協会山梨営業所	①	別紙2-63
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山	①	別紙2-64
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	①	別紙2-65
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	①	別紙2-66
大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	①	別紙2-67
有限会社イーファーム	①	別紙2-68
国立大学法人京都大学工学部放射実験室	①	別紙2-69
原子燃料工業株式会社熊取事業所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-70
国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学アイソトープ総合実験室	①	別紙2-71
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-72
帝人株式会社岩国開発センター	①	別紙2-73
独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	①	別紙2-74
三井金属鉱業株式会社三池事務所	①	別紙2-75
旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	①	別紙2-76

※：①、②、③の区分は以下のとおり

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」¹であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設²

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

¹ 核燃料施設等の安全実績指標は「追加対応なし」。また、建設中で報告すべき安全実績指標の値がない施設及び政令第41条非該当施設等を含める。

² 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が北海道電力株式会社泊発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備（緑、SLIV（通知なし））【第4四半期】

原子力検査官が、泊発電所管理事務所内に設けられた緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検状況について確認したところ、事業者はよう素フィルタの点検計画を定めておらず、令和4年2月によるよう素フィルタを交換するまでの15年9か月間、よう素フィルタの除去効率を確認する検査を実施していないことが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○泊発電所1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗

○泊発電所3号機 A-ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷

○泊発電所 火災感知器の不適切な設置

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所1号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。
なお、1号機に対しては、令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

取り違えた他人のIDカードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確認された。

○女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

2号機中央制御室換気空調系逆流防止ダンパ計5台について、3号機同系の逆流防止ダンパの閉止不能を踏まえた是正処置対象設備としていたにもかかわらず約2年もの間、保全方式が見直されることなく点検が実施されていなかった。

○女川原子力発電所2号機制御建屋において不適切な作業計画により作業員が硫化水素によって被災した事象（S L IV（通知なし））【第3四半期】

制御建屋内において、硫化水素を吸い込んだことにより、協力企業作業員7名の体調不良者が発生した。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

取り違えた他人のIDカードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確

認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じてても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和3年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○福島第二原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

車両の入域許可証が、見張人が誤認しやすい様式となっていたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】
事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

- 令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。
- フェーズⅠとして、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。
- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

- (3) その他事項
なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L I V（通知なし））【第 4 四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを 1 号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6 の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずの MP 7, 8, 9 の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9 については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

○柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 非常用ガス処理系が動作可能であることの確認不備（緑、S L I V（通知なし））【第 4 四半期】

事業者が中央制御室の操作器によって非常用ガス処理設備（A）入口隔離弁を開操作したところ、開動作しないことが確認された。事業者による調査の結果、入口隔離弁（A）操作回路の継電器が動作不良であることが判明した。

当該継電器の動作試験が平成 2 4 年 4 月に行われた後、令和 4 年 2 月まで行われていなかったことから、その期間に実施した使用済燃料に係る作業の際に、2 系統ある非常用ガス処理設備の 1 系統（A 系統）が自動起動しない可能性があった。

【追加検査】

○令和 2 年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和 3 年 4 月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を発出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズ I として、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関

係の詳細な調査等を行った。

○フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。

○令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S LⅣ」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 6号機 不適切な未然防止処置による中央制御室換気空調系外気取入れダンパ（A）の弁体の誤った組込み（緑、S L IV（通知なし））

【第3四半期】

6号機において、中央制御室外気取入れダンパ（A）の弁体が誤った角度で組み込まれていたため、全開操作したところ、中間開度で動作停止した。この誤った角度での弁体の組込みは、過去に運転経験情報として入力されていたにもかかわらず、適切に反映されていなかった。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP 7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

○令和2年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズ I として、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。

- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

- 柏崎刈羽原子力発電所6号機 非常用ディーゼル発電機（A）24時間連続運転時の機関軸受（発電機側）軸封部からの油飛散及び復旧後の試運転時における白煙発生による停止

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における火災感知器の不適切な箇所への設置（緑、S LⅣ（通知なし））【第 3 四半期】

定期事業者検査中の柏崎刈羽原子力発電所 7 号機において、蓄電池室（区分Ⅳ）内の天井に据え付けられている火災感知器 4 台（熱感知器及び煙感知器各 2 台）のうち、煙感知器 1 台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で 1.5 m 以上離隔されていないことを検査官が確認した。その後、事業者が火災感知器の総点検を実施した結果、移設が必要な火災感知器が多数確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S LⅣ（通知なし））【第 4 四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを 1 号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6 の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずの MP 7, 8, 9 の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9 については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

○令和 2 年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和 3 年 4 月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズ I として、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。

- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海発電所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 1 3 年 6 月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了し、平成 1 8 年 6 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東海発電所 換気系排気ダクトからの全粒子状物質試料採取が適切に実施できているか不確実な事案（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

廃止措置中の東海発電所において、使用済燃料冷却池建屋内の燃料スプリッタ貯蔵庫（H-1, H-2）換気系排気ダクト等の全粒子状物質試料を採取するノズルの形状及び採取位置について、全粒子状物質試料が均一に混合される状態が確実でないことを検査官が確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海第二発電所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海第二発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東海第二発電所 緊急時対策室換気浄化設備の機能確認の不備（緑、S L I V（通知なし））【第 1 四半期】

事業者の内部監査において、東海第二発電所の緊急時対策室換気浄化設備の緊急時用フィルタユニットが 2 0 1 1 年以降適切に維持されていなかったことが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L I V」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1号機、2号機、3号機、4号機、5号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機及び2号機に対しては、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了している。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○浜岡原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

立入制限区域出入口において、破壊の用に供され得る物品の持込み点検が未実施だったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○敦賀発電所2号機 Aディーゼル発電機の不適切な保全による待機除外（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

事業者はAディーゼル発電機負荷試験中に、Aシリンダ冷却水ポンプ出口配管フランジ部（以下「配管フランジ部」という。）から水の滴下を確認した。事業者は、配管フランジ部の増し締めを行ったが漏えいの状況に改善は見られず、また漏えいが進展した場合における安全上のリスクを考慮し、当該Aディーゼル発電機を待機除外とし、運転上の制限を満足していないと判断した。事業者が調査した結果、漏えいした配管フランジ部に誤った仕様のガスケットを取り付けていたことが原因と判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○敦賀発電所2号機 ボーリングコア柱状図データ書き換えの原因調査分析

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.htm

関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社美浜発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 4 件が確認された。

○美浜発電所 3 号機 タービン動補助給水ポンプの不適切な保全による待機除外（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

定期検査中の 3 号機において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への実注入試験を行っていたところ、ポンプ入口ストレーナにスラッジが蓄積してストレーナ差圧が上昇したため、当該ポンプを停止させ、待機除外とした。

○美浜発電所 3 号機 格納容器貫通部エリアにおける煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

運転中の美浜発電所 3 号機において、格納容器貫通部エリアにおいて、ケーブルトレイが耐火シートで天井まで覆われ、はりが設けられているような状態となっており、そこから 0.6m 以上必要なところ、約 0.2m の位置に煙感知器が設置されていることを検査官が確認した。

○美浜発電所 3 号機 1 時間耐火能力が要求される電動補助給水ポンプにおけるケーブルの系統分離不備（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

定期事業者検査中の美浜発電所 3 号機において、A 系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管とケーブルトレイの間は 1 時間耐火パテが施されていたが、一部、十数センチにわたって耐火パテがなく内部の難燃シートが露出しており、系統分離が適切になされていない状態であることを検査官が確認した。

○美浜発電所 3 号機 不十分な調達管理による A - 非常用ディーゼル発電機定期試験中における自動停止（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

定期試験のため 2 台ある非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）のうち A - D/G を起動した際、中央制御室に「A ディーゼル発電機トリップ」警報が発信し、自動停止したため、事業者は運転上の制限を満足していないと判断した。

事業者は、当初偶発事象と判断したものの、同様の事象が高浜発電所2号機においても確認されたことから、事業者が追加で原因調査した結果、安全系電源母線切替え操作に伴い、D/Gが停止中にもかかわらず、自動同期併入装置が作動して、调速装置の速度設定値が増加することが確認された。この速度設定値増加は、上流側の設計要求がシーケンス図に反映されなかったことによるものと判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所3号機 電動補助給水ポンプエリアにおける補助給水機能に係る電線管等の系統分離の不備

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項4件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年12月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））

【第4四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○大飯発電所 3 号機 保全の実施不備による A-循環水管ベント弁付近からの海水漏えい（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

運転中の大飯発電所 3 号機において、雨水による腐食で A-循環水管ベント弁と循環水管の接続配管が貫通し、海水漏えいが発生した。

このため事業者は、A-循環水ポンプを停止し、復水器の真空度を安定させるため、原子炉出力を約 70%まで低下させた。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 4 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○大飯発電所 4 号機 燃料取扱装置における不適切な是正処置について（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

2018 年、3 号機燃料取替装置においてゴム製 O リングの経年劣化による駆動用空気漏れが発生した際、是正処置として同一機種である 4 号機も含めてゴム製 O リングを使用した部位に対する適切な是正処置を実施すべきであったが、4 号機の同一機器を是正処置の対象にしなかった結果、2019 年、4 号機燃料取替装置において同様の空気漏れが再発していた。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 1 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 1 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備
(緑、S L IV (通知なし))【第 2 四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

○高浜発電所 1 号機 スプリンクラー消火設備作動用の火災感知器の不適切な管理
(緑、S L IV (通知なし))【第 3 四半期】

検査官が、1 号機中間建屋地上 3 階にある高感度主蒸気管モニタ検出器温度制御盤を消火対象としたスプリンクラー消火設備作動用の熱感知器及び煙感知器が、ビニール袋で覆われた状態であることを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備
(緑、S L IV (通知なし))【第2四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○高浜発電所 3 号機 ほう酸ポンプ室前の通路に設けられた煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

ほう酸ポンプ室前の通路天井に設置されていたケーブルトレイを 1 時間耐火シートで覆ったため天井面が約 9 0 c m 低くなり、煙感知器が周囲を囲まれた、くぼみに設置されていた。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○高浜発電所 3 号機 蒸気発生器伝熱管の損傷事象

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 4 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 5 件が確認された。

○高浜発電所 4 号機 充てん／高圧注入ポンプ配管室における煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

充てん／高圧注入ポンプ配管室の現場確認を実施したところ、天井に取り付けられている火災感知器のうち、煙感知器 1 台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で 1.5 m 以上必要とされているところ、約 1.1 m 離れた箇所に設置されていた。

○高浜発電所 4 号機 屋内消火栓元弁の不適切な管理（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

4 号機中間建屋 1 階にある屋内消火栓 1 台の消火水の供給元弁が、本来は全開状態であるべきところ、全閉状態であった。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

○高浜発電所 4 号機 原子炉キャビティ除染工事の身体汚染における内部摂取判断の不備（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

4 号機原子炉キャビティ除染工事に従事していた作業者の鼻腔入口に 10 k c p m の汚染が計測された。事業者マニュアルの基本フローでは核種組成等の確認、鼻腔入口の汚染を吸入することによる内部摂取の可能性を評価することになっていたが実施していなかった。

○高浜発電所 4 号機 B 中央制御室外原子炉停止盤室の 3 時間耐火壁の電線管貫通部シールの未施工（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

検査官が、4号機 B中央制御室外原子炉停止盤室入口扉の電線管貫通部について、耐火シールが施工されていないことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項5件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L V」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機、2号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可され、3号機については建設中である。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年6月に、2号機に対しては令和2年10月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の深刻度評価のみ行った案件1件が確認された。

○四国電力株式会社伊方発電所における宿直中の重大事故等対応要員の無断外出 (S L IV (通知あり))【第2四半期】

社員が、宿直勤務中に無断で伊方発電所から外出し、その間、一時的に保安規定に定める重大事故等対応要員の必要な人数を満たしていない時間帯があったことが確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、深刻度評価のみ行った案件1件が確認されたが、深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号機、2号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号機、2号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年4月に、2号機に対しては令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○玄海原子力発電所 3 号機 鉛遮蔽板の設置に伴う 1 次冷却材モニタの指示値低下（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

運転中の玄海原子力発電所 3 号機において、検査官が中央制御室の 1 次冷却材モニタのチャートを確認したところ、通常運転時よりも値が低下していた。これは、当該モニタの設置場所において、ケーブルトレイサポート工事のために鉛遮蔽板を設置していたことが原因と判明。当該工事に伴う他設備への影響について十分検討がされていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であるこ

とから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 1号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○川内原子力発電所1号機 A安全補機開閉器室及び制御棒駆動装置電源室における火災感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

事業者による火災感知器の設置状況の調査において、壁からの距離や換気口の空気吹出し口からの距離に関する消防法の設置条件を満足していない不適切な箇所への火災感知器の設置が確認された。

○川内原子力発電所1号機 施錠管理対象弁に対する不適切な施錠管理による誤操作防止の不徹底（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

検査官が、施錠管理対象とされている弁について、施錠されていないもの及び施錠方法が不適切であり誤操作防止が図られていないもの又はそのおそれのあるものを複数確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

電源開発株式会社大間原子力発電所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が電源開発株式会社大間原子力発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設は建設中である。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○日本原燃株式会社再処理事業所（再処理施設）放射線防護具（呼吸保護具）の不適切な選定方法について（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

再処理施設セル内の高汚染区域における作業員（放射線業務従事者）への放射線防護計画の状況を確認していたところ、短時間作業（1 時間未満）の場合、適切な呼吸保護具が選定されない可能性がある手順（マニュアル）を運用し、不適切な保護具を選定していたことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

なお、再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設は提出なし。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

再処理事業所 廃棄物管理施設

濃縮・埋設事業所 加工施設

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設

公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

- 公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター 低放射性グローブボックス内の火災事象（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第1四半期】
低放射性グローブボックス内部の廃棄物整理作業実施中、使用する試薬等の取扱いに関するルールが不足していたことにより、可燃性固体廃棄物を内包したポリ塩化ビニル製のバッグから発火した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることが

ら、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センターの核燃料物質使用施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設
大洗研究所 廃棄物管理施設
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設
大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-3
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○日本核燃料開発株式会社の廃棄物セルに設置された自動火災報知設備の不適切な点検方法（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

廃棄物セルに設置の自動火災報知設備は、テストスイッチによる警報吹鳴の点検だけが行われており、当該セル内の熱感知器の感知機能の点検が行われていなかった。

○日本核燃料開発株式会社における自動火災報知設備の点検の未実施及び不適切な記録（S L IV（通知あり））【第 2 四半期】

管理区域内一部エリアにある自動火災報知設備（火災感知器）について、保安規定や自主検査要領に基づき、定期的に点検を行い、結果を記録するとしていたが、点検が約 21 年にわたり実施されておらず、それにもかかわらず結果を正常として記録していたことが、社内で発覚した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

三菱原子燃料株式会社の加工施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○分析装置に対する使用前事業者検査の不備

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東芝エネルギーシステムズ株式会社
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA ※廃止措置中

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける第1種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施（追加対応なし、SLIV（通知あり））【第2四半期】

従業員が管理区域から退出する際、身体表面密度の検査を意図的に実施しなかった。当該従業員への聞き取り調査によると、検査を実施せず管理区域から退出したことが過去に複数回あった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人近畿大学原子力研究所の U T R
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の U T R において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR

原子燃料工業株式会社
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

東海事業所 加工施設
熊取事業所 加工施設

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

青森県原子力センター青森市駐在の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が青森県原子力センター青森市駐在の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センターの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属
鉱業博物館の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属鉱業博物館の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

福島県環境創造センター福島支所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が福島県環境創造センター福島支所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

J X 金属株式会社磯原工場の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が J X 金属株式会社磯原工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東京大学大学院
工学系研究科原子力専攻の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

防衛省航空自衛隊第 3 補給処の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が防衛省航空自衛隊第 3 補給処の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社日本箱産業の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が株式会社日本箱産業の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本中央競馬会新潟競馬場の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本中央競馬会新潟競馬場の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

北陸電力株式会社志賀原子力発電所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が北陸電力株式会社志賀原子力発電所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社日本トロン開発協会山梨営業所の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が株式会社日本トロン開発協会山梨営業所の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
東濃地科学センターの核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センターの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

ない。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

有限会社イーファームの核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が有限会社イーファームの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人京都大学工学部放射実験室の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学工学部放射実験室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人奈良国立大学機構
奈良女子大学アイソトープ総合実験室の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学アイソトープ総合実験室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センターの核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

帝人株式会社岩国開発センターの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が帝人株式会社岩国開発センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

独立行政法人国立高等専門学校機構
新居浜工業高等専門学校の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校
の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合
的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施し
た。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認さ
れなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足して
おり、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す
る。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認され
た場合は、その限りではない。

三井金属鉱業株式会社三池事務所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が三井金属鉱業株式会社三池事務所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

令和4年度 日常検査 検査計画(実用発電用原子炉) ※1 ※4

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎刈羽	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃止A	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	7	12	12	7	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4		
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	18	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5		
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	18	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	19	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	5	5	5	5	5	5	※3	※3	※3	※3	1	※3	※3	※3	※3	※3		
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
合計			146	163	140	163	163	141	50	42	50	66	56	45	54	46	46	50	0	0

(単位:サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあって新燃料搬入済。

※1 令和3年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。

※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を設定する。

※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。

③令和4年度検査計画(チーム検査)

令和4年度 チーム検査 検査計画

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和4年度				令和5年度		備考	
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期		
1	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
2	BM1050	供用期間中検査に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
3	BM0100	設計管理	美浜					高浜 原燃再処理		
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
6	BE0021	火災防護(3年)	美浜		大飯					
7	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
8	BE0080	重大事故等対応訓練のシナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
9	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
10	BR0030	放射線被ばくALARA活動	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
11	BR0040	空气中放射性物質の管理と低減	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
13	BR0080	放射線環境監視プログラム	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
14	BR0090	放射線モニタリング設備	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
15	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用	大飯	伊方 高浜	川内 玄海	美浜	大飯 高浜	伊方 川内		
16		核物質防護	泊 東北東通 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 福島第二 三菱原子燃料 大洗廃棄 JAEA再処理 原燃工東海 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 ふげん 浜岡 原燃工熊取 NMCC六ヶ所 MHI 東芝	泊 東北東通 原燃再処理 大間 RFS 女川 福島第二 東海第二 大洗廃棄 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 美浜 高浜 もんじゅ 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 原科研 大洗北 大洗南 京都大学 NFD 近畿大学 三菱電機	原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 東海第二 JAEA再処理 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 大飯 ふげん 浜岡 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 核サ研 大洗北 大洗南 東京大学 NMCC東海	女川 三菱原子燃料 柏崎刈羽 美浜 原燃工熊取				

④令和4年度検査計画(政令第41条非該当施設等)

令和4年度原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	事業所名称	立入検査 (使用状況調査) 年度	実施予定時期 (注1)
1	青森	青森県原子力センター	—	第3四半期
2	青森	公益財団法人環境科学技術研究所	平成16年度	第3四半期
3	岩手	花輪鉱山株式会社	平成22年度	第2四半期
4	宮城	仙台市衛生研究所	平成21年度	第2四半期
5	宮城	国立大学法人東北大学大学院工学研究科	平成26年度	第1四半期
6	秋田	国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	平成20年度	第2四半期
7	茨城	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所(核原料)	平成21年度	第1四半期
8	茨城	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	平成22年度	第1四半期
9	茨城	株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ(日立分館)	平成30年度	第1四半期
10	茨城	三菱原子燃料株式会社	平成16年度	第4四半期
11	茨城	カガミクリスタル株式会社つくば工場	平成22年度	第2四半期
12	群馬	太陽誘電株式会社 R&D センター	平成22年度	第3四半期
13	埼玉	MHI原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	平成19年度	第3四半期
14	千葉	富士フイルム富山化学株式会社千葉工場	平成22年度	第2四半期
15	東京	防衛装備庁陸上装備研究所	平成21年度	第2四半期
16	東京	株式会社リガク東京工場	平成22年度	第1四半期
17	東京	海上保安庁海洋情報部	平成13年度	第3四半期
18	神奈川	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	平成22年度	第2四半期
19	神奈川	東芝マテリアル株式会社	平成27年度	第1四半期
20	神奈川	日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	平成22年度	第4四半期
21	神奈川	日本冶金工業株式会社川崎製造所	平成22年度	第2四半期
22	神奈川	富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	平成22年度	第3四半期
23	神奈川	三菱電機株式会社情報技術総合研究所	平成21年度	第2四半期
24	神奈川	東京都市大学原子力研究所	平成22年度	第3四半期
25	新潟	新潟県立教育センター	平成22年度	第4四半期
26 ^{※1}	新潟	水信辰徳(核原料)	—	第4四半期
27	福井	福井県原子力環境監視センター	平成13年度	第3四半期
28	福井	太陽鉱工株式会社福井工場	平成22年度	第3四半期
29	長野	株式会社コシナ小布施事業所	平成22年度	第2四半期
30	長野	国立大学法人信州大学基盤研究支援センター生命科学分野遺伝子実験支援部門	平成22年度	第2四半期
31	静岡	日本軽金属株式会社清水工場	平成22年度	第1四半期
32	静岡	静岡県立大学	平成22年度	第1四半期
33	愛知	国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	平成13年度	第4四半期
34 ^{※1}	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	—	第4四半期

(注1)実施予定時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和3年度から検査実施を延期したもの。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者は190、核原料物質使用者は18(令和4年2月1日時点))

(別紙 4)

番 号
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評定について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
四国電力株式会社
中国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
日本原燃株式会社
公益財団法人核物質管理センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
日本核燃料開発株式会社
三菱原子燃料株式会社
MH I 原子力研究開発株式会社
国立大学法人東京大学
学校法人五島育英会
株式会社日立製作所
東芝エネルギーシステムズ株式会社
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
学校法人立教学院
学校法人近畿大学
国立大学法人京都大学
原子燃料工業株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社
青森県知事
国立大学法人秋田大学
福島県知事
J X 金属株式会社
防衛省航空自衛隊
株式会社日本箱産業
日本中央競馬会
株式会社日本トロン開発協会
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
有限会社イーファーム

国立大学法人奈良国立大学機構

帝人株式会社

独立行政法人国立高等専門学校機構

三井金属鉱業株式会社

旭化成株式会社

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
令和3年度実施計画検査の結果及び
令和4年度実施計画検査の計画

令和4年
原子力規制委員会

目次

1. 令和3年度実施計画検査の結果

1. 1 施設定期検査	1
1. 2 保安検査	5
1. 3 核物質防護検査	18

2. 令和4年度実施計画検査の計画

2. 1 施設定期検査	19
2. 2 保安検査	19
2. 3 核物質防護検査	20

1. 令和3年度実施計画検査の結果

1.1 施設定期検査

1.1.1 検査の実績

令和3年度における施設定期検査の実績は以下のとおりであり、対象設備について実施計画に定められた性能を有することを確認した。

対象設備	検査項目	主な検査内容	検査実施日	結果	事業者による定期の検査終了日
原子炉圧力容器・格納容器注水設備 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 監視室・制御室	常用原子炉注水系ポンプ運転性能検査 非常用原子炉注水系ポンプ運転性能検査	・崩壊熱相当注水量以上で原子炉へ注水できることを確認 ・原子炉圧力容器底部温度が所定の温度を満足していることを確認 ・ポンプ及び専用ディーゼル発電機の運転状態に異常がないことを確認	令和4年 1月26,27日	良	令和3年 12月8日
原子炉格納容器内窒素封入設備 原子炉格納容器ガス管理設備 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 監視室・制御室	窒素ガス分離装置運転性能検査 非常用窒素ガス分離装置運転性能検査 原子炉格納容器ガス管理設備運転性能検査 原子炉格納容器ガス管理設備監視機能検査	・窒素ガス分離装置が原子炉格納容器内圧力以上で必要窒素量を封入できること及び窒素濃度が所定の濃度を満足していることを確認 ・非常用窒素ガス分離装置が定格容量以上で運転できること及び原子炉格納容器内圧力以上で所定の濃度の窒素を封入できることを確認 ・原子炉格納容器ガス管理設備のフィルタ総合効率及びフィルタユニットの前後差圧が所定の値を満足することを確認 ・原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限界以下であることを確認 ・ガス放射線モニタが対象核種のエネルギースペクトルにピーク調整されていることを確認 ・窒素ガス分離装置、非常用窒素ガス分離装置及び原子炉格納容器ガス管理設備の運転状態に異常がないことを確認	令和4年 2月21,22日	良	令和4年 2月14日
使用済燃料プール設備 監視室・制御室	使用済燃料プール設備運転性能検査 非常用冷却水注水機能検査 使用済燃料プール設備監視機能検査	・使用済燃料プールの水温が所定の温度を満足していることを確認 ・スキマサージタンクの水位が一定に保持され、有意な変動がないことを確認 ・ポンプの運転により、スキマサージタンクの水位が上昇することを確認 ・ポンプ及び専用ディーゼル発電機の運転状態に異常がないことを確認 ・漏えい検知器が所定の水位で漏えいを検知し、警報が作動することを確認	令和4年 2月17日	良	令和4年 2月17日

汚染水処理設備等 滞留水を貯留している (滞留している場合を含む)建屋 監視室・制御室	汚染水処理設備 性能検査 汚染水処理設備 及び関連設備運 転状態確認検査 汚染水貯留設備 水位監視機能検 査	・汚染水処理装置により放射性物 質濃度が低減し、所定の濃度を満 足していることを確認 ・淡水化装置及び建屋内 RO 出口 の塩素濃度が所定の濃度を満足し ていることを確認 ・移送ポンプ等の運転状態に異常が ないことを確認 ・汚染水貯留設備の水位が監視で きることを確認	令和4年 3月 7,23,24 日	良	令和4年 3月 16日
電気系統設備	所内共通ディーゼル 発電機性能検 査	・所内共通ディーゼル発電機が定格 出力で運転でき、運転状態に異常 がないことを確認	令和3年 8月4日	良	令和3年 6月 30日
使用済燃料共用プール 設備 監視室・制御室	共用プール冷却 浄化系運転性能 検査 共用プール補給 水系機能検査 燃料取扱装置機 能検査	・使用済燃料共用プールの水温が 所定の温度を満足することを確認 ・プール水がスキマサージタンクへオー バーフローしていることを確認 ・ポンプの運転により、スキマサージタ ンクの水位が上昇することを確認 ・ポンプの運転状態に異常がないこと を確認 ・燃料取扱装置の動力源を遮断し た時に模擬燃料を保持していること を確認 ・天井クレーンが中間貯蔵容器蓋 保管台をつり下げた状態で動力源 を遮断した時に中間貯蔵容器蓋保 管台に下がり代がないことを確認	令和3年 8月5日	良	令和3年 7月 26日
使用済燃料乾式キャスク 仮保管設備 監視室・制御室	使用済燃料乾式 キャスク機能検 査	・キャスク蓋間圧力が所定の圧力を 満足していることを確認 ・キャスク外筒表面温度が所定の温 度を満足していることを確認	令和3年 8月 25日	良	令和3年 7月 28日
放射線管理関係設備等 使用済燃料プールからの 燃料取り出し設備 使用済燃料共用プール 設備 使用済燃料乾式キャスク 仮保管設備 放射性液体廃棄物処理 施設及び関連施設 放射性固体廃棄物等の 管理施設及び関連施設 監視室・制御室 5・6号機 計測制御設 備	モニタリングポスト 性能検査 ダスト放射線モニ タ性能検査 エリア放射線モニ タ性能検査	・検出器が正しく校正されていること を確認 ・監視PC等の指示値が正しいことを 確認 ・設定値どおりに警報及び表示が作 動することを確認	令和3年 7月 13,14 日 令和4年 3月 14,15 日	良	令和4年 3月1日

放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設	漏えい検知器機能検査 運転性能検査 除去性能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい検知器が所定の水位で漏えいを検知し、警報が作動することを確認 ・設備の運転状態に異常がないことを確認 ・増設多核種除去設備の処理済水の放射能濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度未満であることを確認 	令和4年 3月28,29日	良	令和4年 3月25日
放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 雑固体廃棄物焼却設備	ガス放射線モニタ性能検査 焼却設備フィルタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・検出器が正しく校正されていることを確認 ・操作表示器等の指示値が正しいことを確認 ・設定値どおり警報及び表示が作動することを確認 ・排ガスの放射性物質濃度が環境に放出可能な値まで低減されていることを確認 	令和4年 3月16日	良	令和4年 2月28日
5・6号機 残留熱除去系 復水補給水系 燃料プール冷却浄化系 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備 電源系統設備 放射性液体廃棄物処理系(既設設備) 放射性固体廃棄物等の管理施設	残留熱除去系運転性能検査 復水補給水系運転性能検査 燃料プール冷却浄化系運転性能検査 燃料取扱機能検査 ディーゼル発電機定格容量確認検査 直流電源系機能検査 放射性液体廃棄物処理系(既設設備)機能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去ポンプ、復水移送ポンプ、ディーゼル発電機等の運転状態に異常がないことを確認 ・使用済燃料プールの水温が所定の温度を満足することを確認 ・使用済燃料プール水がスキマサージタンクへオーバーフローしていることを確認 ・スキマサージタンクの水位が保持されていることを確認 ・燃料交換機の動力源を遮断した時に模擬燃料が保持されていることを確認 ・原子炉建屋天井クレーンがテストウエイトをつり下げた状態で動力源を遮断した時にテストウエイトに下がり代がないことを確認 ・ディーゼル発電機を運転し、所定の容量が確保されていることを確認 ・直流電源設備系蓄電池について浮動充電運転状態における浮動充電電圧、蓄電池端子電圧等が所定の値を満足することを確認 ・放射性液体廃棄物処理系(既設設備)及び放射性固体廃棄物等の管理施設のタンク等の水位計指示値に変動がなく、漏えいがないことを確認 	令和4年 3月2,3日	良	令和4年 2月16日

5・6号機 放射性液体 廃棄物処理系 5・6号機 仮設設備(滞 留水貯留設備)	滞留水貯留監視 機能検査 滞留水浄化性能 検査	・受入タンク、貯留タンク等の水位警 報が所定の水位で作動することを確認 ・淡水化装置及び浄化ユニット処理 水の放射能濃度が所定の値を満足 することを確認 ・淡水化装置及び浄化ユニットの運 転状態に異常のないことを確認	令和4年 2月28日 3月1日	良	令和4年 3月1日
サブドレン他水処理施設	浄化性能検査 移送性能検査	・浄化処理により放射能が低減され ていることを確認 ・地下水等を各設備で移送できるこ と及び運転状態に異常がないことを 確認	令和3年 8月26日 12月16,17 日	良	令和3年 10月29日
雨水処理設備等	雨水処理設備運 転性能検査 漏えい検知器機 能検査	・処理水の放射能濃度が排水基準 以下に低減されていることを確認 ・装置の運転状態に異常がないこと を確認 ・漏えい検知器が所定の水位にて 漏えいを検知し、警報ランプが点灯 表示することを確認	令和3年 12月21,22 日	良	令和3年 12月9日
大型機器除染設備	除染停止機能検 査 運転性能検査	・加工室内圧力の異常により停止 信号が発生しプラスト装置が停止す ることを確認 ・除染設備の運転状態において、加 工室内の負圧が維持されていること を確認	令和4年 1月28日	良	令和3年 12月22日

1. 1. 2 検査実施者

原子力規制部検査グループ専門検査部門

山元 義弘
川下 泰弘
宮崎 毅
丸山 秀明
福富 晋一
山中 武
馬場 康夫
佐藤 浩治

1. 1. 3 特記事項

なし

1. 2 保安検査

1. 2. 1 実施概要

事業所名：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所

検査実施期間：

(1)令和3年度保安検査

令和3年4月1日～令和4年3月31日

検査実施者：

福島第一原子力規制事務所

小林 隆輔

木村 隆一

木村 通

松本 和重

坂本 千明

田中 秀樹

黒川 武雄

前田 富成

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷 朝紀

検査補助者：

福島第一原子力規制事務所

坂中 伸次

廣岡 慶長

石口 孝治

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

高松 宏志

横山 知則

高木 優太

1. 2. 2 保安検査の結果

今年度の保安検査では、「気付き事項の影響度に係る評価イメージ」及び「気付き事項の影響度に係る評価上留意すべき視点イメージ」に照らし、かつ気付き事項の性質等を総合的に考慮した結果、以下の項目について実施計画の違反があると確認された。

検査名	実施計画違反(監視)	実施計画違反
保安検査	1件	0件

(1)

件名	瓦礫等の管理不備
1 事象概要	<p>2021年3月22日、研修棟北側にある屋外の一時保管エリアWの地表面に周囲と比較して有意に表面線量率が高い土の塊を発見した。調査の結果、瓦礫類を保管するコンテナに収納していた放射性物質が付着した瓦礫類の一部が腐食箇所からコンテナ外に流出した可能性を否定できないとして、事業者は4月6日に管理区域内における核燃料物質等の漏えい事象として原子力規制委員会に報告^{*1}した。</p> <p>上記事象を受け、事業者は発電所敷地内の一時保管エリアにおいて、瓦礫類を収納したコンテナの保管状況を確認したところ、4月12日、総数85,469基の中で4,011基のコンテナについて、内容物の詳細等が不明であることが判明した。また、その後実施した外観点検により6月16日時点で、85,469基の内463基のコンテナに腐食等の異常のあることが認められ、応急処置として腐食箇所にフィラメントテープの貼付により補修を行っているⁱ。</p> <p>一方、一時保管エリア以外の場所において、内容物、保管経緯等が不明な瓦礫等が多数確認されている。</p> <ul style="list-style-type: none">・3月31日、研修棟東側において、内容物、保管経緯等が不明なコンテナ4基が置かれていることを確認した。その内1基のコンテナの表面線量率は最大1.5mSv/hであった。・5月11日、車両整備場南側の車両置場において、蓋が完全に閉まっていないコンクリートの破片等を収納したコンテナが置かれていることを検査官が確認した。その内1基の表面線量率は最大1mSv/hであった。・発電所敷地屋外に放置されているコンテナ等の不明物品(内容物不明、管理者不明)の調査の結果、6月9日現在、646箇所において不明物品を確認したⁱⁱ。この中

i その後、令和3年7月30日までに646基に腐食等が確認された。このうち1基に著しい腐食が確認され、腐食箇所が貫通しコンテナより水が漏れていたため、水抜きを実施し腐食箇所への補修を行い固体廃棄物貯蔵庫第2棟へ移動した。なお、腐食等が確認された646基のコンテナについては、令和4年9月までに内容物を新たなコンテナに詰め替える予定である。

ii その後、令和3年6月22日までに803箇所内容物及び管理者不明物品が確認された。

	<p>には、一時保管エリアにおいて管理すべき物あるいは表面線量率が最大 10mSv/h の不明物品も含まれていた。</p> <p>上記のとおり、廃炉作業により発生した瓦礫等の管理が適切に実施されていないことが確認された。</p> <p>※1:2021年3月25日に福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「1F規則」という。)第18条第11号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。」に該当すると判断した。その後の調査により、5月20日に1F規則第18条第10号「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。(後略)」との判断が追加された。</p>
<p>実施計画の該当条文</p>	<p>実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第39条(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等※2の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。(以降省略)</p> <p>(1)発電所敷地内で発生した瓦礫類※3は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>3. 固体廃棄物GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1)貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア(覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。)における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p>

	<p>※2:瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。</p> <p>※3:瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。</p>
判定区分	軽微な違反(監視)

1. 2. 3 保安検査の評価

1. 評価
<p>令和3年度福島第一原子力発電所の保安活動に対する評価</p> <p>【令和3年度保安検査における評価結果】</p> <p>「総合評価」</p> <p>特定原子力施設の保安のための措置に係る保安活動の実施状況</p> <p>令和3年度実施計画検査の実施に係る計画に基づく保安検査項目として、以下の項目について保安検査を実施した。</p> <p>基本検査で実施する保安検査の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃炉プロジェクトマネジメント ② 火災対策 ③ 放射線管理 ④ 燃料取出準備 ⑤ 放射性廃棄物管理 ⑥ その他の保安活動 <p>(令和3年2月 13 日に発生した地震を踏まえた対策、運転管理、施設管理、緊急時の措置、品質保証活動、教育・訓練)</p> <p>これらの保安検査の結果を総合的に評価し、今後も継続的に監視が必要と判断するものを以下に示す。</p> <p>(1)廃炉プロジェクトマネジメント</p> <p>廃炉プロジェクトマネジメントに係る検査として、廃炉プロジェクトマネジメントの実施状況としてプロジェクト進捗レビュー会議及びプログラム計画会議に陪席し各プログラム／プロジェクトの進捗、課題及び人財の過不足等の状況を確認するとともに、3号機燃料取出しプロジェクトの実績、廃棄物管理やALPS処理水の海洋放出に係る組織の実施体制等を確認した。</p> <p>検査の結果、事業者は令和2年4月に組織改編を行い、新たな体制で各プログラム／</p>

プロジェクトに取り組んでおり、廃棄物対策に関して廃棄物管理の体制を強化するため、発電所全体として廃棄物発生量の低減を図るためのWGを設置するなど、廃棄物管理の適正化を加速する特別チームを編成していること、ALPS 処理水に関して ALPS 処理水の海洋放出を着実に履行するため ALPS 処理水プログラム部を新設し、同部内に3つのプロジェクトグループ(処理水機械設備設置、処理水土木設備設置及び処理水分析評価)を設け、責任・権限等が明確になっていることを確認した。事業者は廃棄物対策に関して令和4年3月までにコンテナ内容物確認、コンテナシート養生、仮設集積場所管理状態の是正に向けた取組等を行ったことを確認した。また ALPS 処理水に関して ALPS 処理水の海洋放出に向けた工事が本格化すると考えられることから、組織が行う活動の監視を継続する必要がある。

(2)火災対策

火災対策に係る検査として、昨年度「実施計画検査違反(監視)」とした「通用門建屋建設工事における非火災の発報」の改善活動、令和3年2月 18 日に発生した「雑固体焼却設備建屋屋上冷却塔トレスヒータ火災」、火災リスク低減対策、消防用設備等、危険物施設、可燃物等の管理、初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理の実施状況を確認した。

検査の結果「通用門建屋建設工事における非火災の発報」について、火災報を発報している建物名称等不明確な場所の表示を改修したこと、自動火災報知設備を更新するまでの運用としている「火災受信機読替表」を令和3年7月7日に更新したことを記録により確認した。この際、火災信号発報場所を見誤らないよう「火災受信機読替表」のレイアウトを変更し受信機の画面コピーを掲示、表示から建物名称を判別できる仕様に変更したことを合わせて確認したが、正門警備所と入退管理棟双方で自動火災報知設備の総合受信盤を監視している体制の見直しを含めた改善が進んでいないことから、改善状況の監視を継続する必要がある。

令和3年2月 18 日に発生した「雑固体焼却設備建屋屋上冷却塔トレスヒータ火災」の改善状況については、専用の漏電遮断器を追設したことを令和3年 12 月 14 日「単線結線図」により確認した。

火災リスク低減対策については、計画的に火災対策、改善活動を行っていることを確認したが、危険物の管理、防火帯の設定等当初予定より遅延している項目があることから、監視を継続する必要がある。また、令和3年4月 23 日「1号機残置カバー解体工事に伴う溶断作業」、令和3年 12 月 10 日「G4タンクエリアにおける溶接作業」による熱傷事象が2件発生していることから、火気作業に起因する火災発生防止対策の改善状況の監視を継続する必要がある。

消防用設備等の管理については、計画的に復旧、追設、新設していることを現場及び記録にて確認したが、自動火災報知設備の非火災報、消火栓設備からの漏水事象等が発生していることから、改善状況の監視を継続する必要がある。

危険物施設の管理については、危険物の無許可貯蔵、危険物屋外貯蔵所からの漏洩、移動タンク貯蔵所から建設重機への誤給油、また、防油堤や保有空地の管理不備等の不適合が発生しており、危険物保安監督者、設備管理箇所GM及び工事監理員の活動について、是正処置等の実施状況の監視を継続する必要がある。

可燃物等の管理の実施状況については、今年度から新ルールによる工事用仮置資機材の管理を開始したが、不適合やコンディションレポートの起票数をみるとルールが定着したとは言い難い状況であり、是正処置の実施状況とともに防火教育の実施状況の監視を継続する必要がある。

初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理の実施状況については、消火器を使用した初期消火訓練、スモークマシンを使用し建屋内に濃煙が充満している状況を想定した消火訓練を実施していることを立会いにて確認したが、初期消火要員に新規配置された社員に対する補完教育、自衛消防隊に求める力量の明確化が進んでいないことから、改善活動の監視を継続する必要がある。

(3)放射線管理

放射線管理に係る検査として、1・2号SGTS配管の撤去時の放射線管理の実施状況、モニタリングポストの無線化工事の実施状況、1～4号機周辺防護施設整備工事等に伴う実施計画Ⅲ管理区域図等の変更に伴う実施状況、淡水化装置(RO-3)用の温風ヒータ吸気ダクト取替作業における身体汚染事象についての状況を確認した。また、昨年度発生した事象の是正状況として、3号機タービン建屋屋上部雨水対策工事における顔面汚染に係る是正処置及び是正処置の有効性レビューの実施状況、プロセス主建屋における顔面汚染、3号機使用済燃料構内輸送作業における不適切な保護衣使用に係る是正処置の実施状況を確認した。

検査の結果、管理対象区域における顔面汚染から内部取込の発生については、管理対象区域での作業員に対する事例の周知・注意喚起及び協力企業へのふるまいの教育の対策が行われていることを確認した。また、ダストが発生する工程、潜在的リスクを有する作業が計画に盛り込まれるように、マニュアル等改訂の対策が行われていることを併せて確認した。

1・2号SGTS配管の撤去時の実施状況については、作業環境が高線量率及び高汚染の状況下での作業管理、被ばく低減対策及び汚染拡大防止について作業現場を確認した。

モニタリングポストの無線化工事の実施状況については、工事は前年度に完了したことで本運用への移行状況について確認したが、今年度は試行が継続中であった。

1～4号機周辺防護施設整備工事等に伴う実施計画Ⅲ管理区域図等の変更に伴う実施状況については、1～4号機への入域方法の変更に伴う作業員への周知、装備交換所の新たな管理方法について確認した。変更当初は作業員の不慣れから混雑が発生したが事業者が行った対策(作業員の時間差入域、ゲート通過時出入りゲート数の柔軟な変

更及び協力企業への入域手順の再周知)により、今年度中期ころから混雑も治まり混乱すること無く入域が行われてきたことを確認した。

淡水化装置(RO-3)用の温風ヒータ吸気ダクト取替作業における身体汚染事象については、令和2年度に発生した顔面汚染から内部取り込みの事象に対する是正措置の実施状況を確認したが、新たに事業者の直営作業時の顔面汚染から内部取り込み事象が発生した。事業者は Yβゾーンと連通したダクト取替、開放作業時に Gゾーンで当該ダクトの損傷を確認したがゾーン変更は行わず作業は実施したことで放射性物質の拡散・汚染伝播による顔面汚染から内部取り込みが発生した。

顔面汚染から内部取り込みの事案に関する是正処置の監視を継続するとともに、SGT S配管撤去後廃棄物管理の実施状況を確認する必要がある。

(4) 燃料取出準備

燃料取出準備に係る検査として、1号機ではPCV内アクセスルート構築作業時のPCV圧力低下事象、2号機ではオペレーティングフロア調査、原子炉格納容器内部の詳細調査、燃料取出し用構台設置作業、3号機では原子炉注水停止試験の実施状況、原子炉注水停止試験前後のMSIV室内状況調査の状況を確認した。

検査の結果、1号機ではPCV圧力低下事象に係る改善の実施状況を確認した。今後、PCV内堆積物の回収に向けた検討のための内部調査を開始していることから、その活動状況を確認していく。

2号機では、オペレーティングフロア及び原子炉格納容器内部の調査状況を遠隔カメラによる映像等で確認した。燃料取出し用構台設置作業については、地盤改良に係る工事中であることを確認した。

3号機では、原子炉注水停止試験等に立会い、必要な確認を行いながら確実に実施していることを確認した。停止試験前後のMSIV室内状況調査については、計画線量内で、室内の状況確認を実施したことを確認した。

今後も燃料取り出しに向けたオペレーティングフロアの除染、遮蔽体設置や燃料取り出し用構台設置作業を予定しており、これらの活動の監視を継続していく必要がある。

また、2022年度より6号機の燃料取出しを計画していることから、実施状況を確認する必要がある。

(5) 放射性廃棄物管理

放射性廃棄物管理に係る検査として、廃棄物管理に係わる体制の強化をはじめ使用済み高性能フィルタの保管誤り、瓦礫等の管理不備に係わる是正処置の実施状況、仮設集積場所及び不明物品の保管管理の実施状況、HIC内のスラリーの移替え作業時事業者の行う安全対策の確認(ダスト拡散防止と作業員の被ばく評価)、漏洩防止・汚染拡大防止措置等の実施状況について確認してきた。

検査の結果、廃棄物管理に係る体制の強化について廃棄物の一元的な管理および必

要な要員確保に向けた取り組みが進められていることを確認した。

具体的には、発電所全体として廃棄物発生量の低減を図るための「低減対策検討WG」(所長ヘッド)を設置し、この中で廃棄物管理適正化特別チームを編成し、既存の機能である計画立案・監視・分析を強化する部署を設置することが盛り込まれていることを確認した。また、要員の体制強化として固体廃棄物Gについて、昨年12月1日時点で6名追加し19名としていることを確認している。

体制強化として設置された廃棄物低減対策WG、特に廃棄物管理の適正化を加速する特別チームである廃棄物管理適正化特別チームの活動内容について引き続き確認する必要がある。

使用済み高性能フィルタの保管先の誤りについて、一時保管エリアへの保管については、マニュアルを改め、固体廃棄物Gが保管先を確認するようマニュアルを改定したことを確認した。本件については、実施計画の内容が周知されていないことが確認されたため、実施計画遵守に対するさらなる意識の向上を図る必要性を確認した。

実施計画に基づく廃棄物管理へ是正するための取り組みとして、仮設集積場所の解消について一時保管エリアの整理等を優先させるため一時的に増加するものの、解消していく計画であることを確認した。この解消に向けた取り組みが進むことを引き続き確認していく必要がある。

一時保管エリアの保管容量と実態との乖離の解消について、今年度の廃棄物管理基本計画書において、2023年までの保管容量は想定保管量を上回ることが示されている一方、実際の保管容量をベースに固体廃棄物貯蔵庫第10棟の整備が遅れた場合、2023年までの保管容量は想定保管量を下回ること、および実施計画の変更認可の必要性が検討されていることを確認した。

巡視・点検の強化について、未だに従前の点検が行われている状態でシート養生を行ったコンテナについても外観点検内容が従前と同じなど、現状を反映した巡視内容となっていない状況であることを確認した。現在の巡視では外観点検によりコンテナに貫通が生じていることのみを確認であることから、腐食等の段階で保全が図られるような対応が必要と認識した。

今後も引き続き、仮設集積場所解消に向けた取り組みの進展、巡視・点検における改善状況と見直し、実施計画遵守に対する意識の向上について特に確認しながら、廃棄物管理に係わる体制強化による成果をはじめ、2028年度の屋外一時保管エリア解消に向けた取り組み、瓦礫等の管理に係わる是正処置及び仮設集積場所の最小化等廃棄物保管管理等の更なるリスク低減対策又は工事を計画していることから、その実施状況を確認していく。

HIC内のスラリーの移替え作業について、蓋の開放作業にあたりHIC周辺及び蓋内部の水素濃度の測定、HIC解放時のダスト飛散を防止するために区画、養生の実施、局所排気装置の吸気フードを養生内に設置し、連続ダストモニタ4台による監視の下で行っていたことを確認した。被ばく防止についてはタイベックスーツの上にベータ線遮蔽スーツを着用

し、その上からタイベックスーツとアノラックを着て作業を実施していたことを確認した。作業全体を確認出来る範囲から手順書に基づき作業が実施されていることを確認した。また、移替え作業時、排気フィルタ出口のダスト濃度高警報が発生した事象があり、作業を中断して調査すると、当該フィルタの損傷を確認した。今後事業者のフィルタ損傷及びダスト飛散防止など本作業を安全に行うための対策の実施状況について引き続き確認する必要がある。

また、高線量の SGTS 配管等の撤去作業で生じる高線量瓦礫及び汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物の管理状況を確認していく。

(6) その他の保安活動

1) 令和3年2月13日に発生した地震を踏まえた対策及び令和4年3月16日に発生した地震に対する点検状況

令和3年2月13日に発生した地震を踏まえた対策に係る検査として、2月13日地震に対する追加点検、Fタンクエリアフランジタンクからの漏えい、1号機PCV水位安定のための流量調整を確認した。

検査の結果、追加点検としては地震後の状況を踏まえた設備の健全性評価として実施した追加点検(ウォークダウン)の実施状況を確認した。詳細点検方針書を定め、各部門がガイドに基づき区分3と同等の点検が実施された状況を確認できた。

また、Fタンクエリアフランジタンクからの漏えいについては、フランジタンクの内包水の減容、フランジタンク接合部の補強、タンク内の貯留水の減容作業の実施状況を確認した。また、令和4年3月16日に発生した地震に対する点検状況については、廃炉作業に必要な安全機能に大きな異常がないことを確認したものの、一部の設備において地震の影響による水漏れ、コンテナ転倒、タンクのずれ等があったことを踏まえ、対象設備の選定や優先順位付けを行い、順次対応するとしていることから実施状況を引き続き確認する必要がある。

2) 運転管理

運転管理に係る検査として、3号機PCVガス管理設備A系モニタ警報の発生、多核種除去設備に係る不適合事象の改善状況、5・6号機滞留水貯留設備浄化ユニット(C)からの漏えい、サブドレン浄化設備起動操作時の警報発生、2・3号機原子炉注水量の低減、手動起動試験、5・6号機滞留水貯留設備浄化ユニット(B)の緊急停止、5号機RHR(A)系非常時熱負荷モード運転、分析前J3雨水回収タンクの計画外散水、建屋内RO装置(A)SPT廃液移送ポンプ出口弁動作異常による自動停止、建屋内RO装置(A)「ROユニットA異常」警報発生・自動停止事象、建屋内RO装置(B)酸化還元電位上昇による自動停止事象、当直体制見直しの有効性評価を確認した。

検査の結果、5・6号機滞留水貯留設備浄化ユニット(B)の緊急停止、3号機PCVガス管理設備A系モニタ警報の発生については、工事監理員の思い込みにより復旧対象を明確に伝えてない、確認していない、手順書を確認していないことにより、運転中の浄化ユ

ニットが緊急停止し、作業中の回路を地絡させた。このことから、重要な操作（放射性物質の漏えい、内部取り込み等）を伴う直営・請負・委託作業に対して事業者が事前のリスク抽出などに関与して行くとしており、この改善の実施状況を継続して確認する必要がある。

分析前J3雨水回収タンクの計画外散水については、協力企業作業員が弁操作の目視確認等の基本動作や立ち止まりが出来ていないこと、事業者も散水業務の重要性の意識付けの不足等の発注者の業務管理不足があった。このことから事業者は、散水を行う協力企業に対しヒューマンエラー防止の教育を実施するとしており、この実施状況を継続して確認する必要がある。

3) 施設管理

施設管理に係る検査として、施設管理に係る不適合事象についてはG3タンクエリア移送ポンプ吐出配管フランジ部より滴下、1号機原子炉圧力容器温度計の誤接続、J3雨水回収タンク水位低下、既設多核種除去設備クロスフローフィルタ等交換工事における漏えい、増設多核種除去設備クロスフローフィルタのろ過水の白濁事象、多核種除去設備排気フィルタ損傷、3号機PCVガス管理設備A系地絡警報発生、所内共通D/G空冷ファン起動条件温度スイッチ設定間違い、既設多核種除去設備クロスフローフィルタスキッド内フランジ部からの漏えい、1号機PCVガス管理システム排気ファン全停事象、増設RO濃縮水供給ポンプ流量低事象、窒素ガス分離装置(B)窒素純度変動を確認した。

実施計画変更認可後の活動の実施状況については淡水化装置(RO1, 2)残水処理作業、1号機原子炉格納容器窒素封入ライン他撤去工事、5・6号機サブドレン集水設備復旧、保守管理計画運用状況については水処理設備に係る保全計画の見直し、長期保守管理計画を確認した。

検査の結果、施設管理に係る不適合事象については点検時の異常、初めての点検、ボタンの誤操作に対するリスク抽出不足、最終的な現場の健全性確認方法不十分(ケーブル接続、仕切弁、電源復旧)、工事施工者とのコミュニケーション不足、フィルタの不適切な保守、既存の設備(インターロック、流量計、外気温度変化による計器誤差、劣化・指示値ズレ)の理解不足等が原因として特定され、是正処置として、業務管理の改善、点検長期計画への反映等の対策を検討し、実施していることを確認した。事故後10年以上が経過し、安全確保設備等に経年劣化が認められることから、監視を継続する必要がある。

実施計画変更認可後の活動の実施状況については、1号機原子炉格納容器窒素封入ライン他撤去工事について、当該工事に係る発注、契約、工事実施、工事完了報告、当該工事に伴い発生した放射性廃棄物の処置、結果および当該工事後の運転操作に係る手順等の改訂が実施されていることを確認した。今後も実施計画変更認可後の事業者の活動は続くことから、監視を継続する必要がある。

保守管理計画運用状況については HIC フィルタの損傷を受け、多核種除去設備の HEPA フィルタに特化した点検長期計画表を確認した。損傷したフィルタについて一部保全

方式をBMからTBMに変更したことを確認した。多くのフィルタについて フィルタ改造後、別検討書を作成し、保全方式を決めるとしているので、長期保守管理計画の妥当性評価を含め監視を継続する必要がある。

4) 緊急時の措置

緊急時の措置に係る検査として、1～4号機外部電源喪失時における受電に関する変更の実施状況を確認した。

検査の結果、外部電源喪失時(大熊3号、4号)における受電優先順位について、実施計画の変更により「双葉線1号、2号及び東電原子力線のいずれかから受電する。」の変更に伴う運用方法等については、事故時運転操作手順書の改訂や説明会による周知等の実施状況を確認した。

運用方法等については、見直しによって必要とする対応手順の改訂や教育による周知等の実施状況を確認した。

5) 品質保証活動

品質保証活動に係る検査として、CAP活動の実施状況、令和2年度に発生した不適合事象に係る是正処置の実施状況(1号機PCVガス管理システム排気ファン全停事象)、令和3年度に発生した不適合事象に係る不適合管理及び是正処置の実施状況(瓦礫等の管理不備、D/G5A過給機出口配管フランジ溶接部からの漏えい、1/2号機排気筒サンプピット排水ポンプ不動作事象等)、他施設で発生した不適合事象に対する予防処置の実施状況(NJT銅管株式会社・日本軽金属株式会社の不正事案に関する調査について、NJT銅管株式会社・日本軽金属株式会社の不正事案を受けた対応について、東光高岳製等ガス絶縁開閉装置の不正事案に関する調査について)、安全文化醸成活動の実施状況を確認した。

検査の結果、CAP 活動については、四半期毎に行う傾向分析により弱みを抽出して改善を図っている。令和2年度よりコンディションレポートの本格運用を開始し、既存の不適合管理の仕組みと平行して運用し、将来的には仕組みを一本化することから、引き続き監視を行うこととする。

令和2年度に実施計画違反と判定した8件の不適合事象を踏まえた共通要因分析については、令和3年度から活動計画に基づき改善活動を実施し、2021 年度末に有効性評価が完了する計画であり、引き続き確認を行う必要がある。

安全文化醸成活動(健全な安全文化の育成及び維持に関する活動)については、計画に基づいた活動を実施しているものの、今年度も手順の確認不足や情報共有不備等のヒューマンエラーによる不適合が発生していることから、監視を継続する。

6) 教育・訓練

教育・訓練に係る検査として、入所時保安教育の実施状況、1号機 タービン建屋内

炉注水ポンプ手動起動試験を実施した運転員の教育の実施状況及び力量評価を確認した。

検査の結果、入所時保安教育の一部が未受講という不適合事象について、原因の特定と是正処理の実施状況を確認した。担当 GM が受講管理を適切にできるように管理表を作成し、また人財センターが行っている教育実績の管理（進捗管理の頻度、方法）について新たに業務フロー作成・運用されていることを確認した。今後も転入者の入所時保安教育は実施されることからこれらの活動は引き続き監視していく必要がある。

1号機 タービン建屋内炉注水ポンプ手動起動試験を実施した運転員の教育の実施状況及び力量評価は、上記試験を実施した運転員の教育の実施状況及び力量評価は原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアルに基づき初級、中級運転員に応じて教育訓練及びその評価の実施状況を確認した。

【令和3年度保安調査及び事故・トラブル等の発生状況を踏まえた評価結果】

瓦礫等の管理不備については、2021年3月2日に発生した物揚場排水路に設置しているPSF モニタ（簡易放射線検出器）高警報を受け、コンテナの保管状況を確認したところ、まず一時保管エリアのコンテナにおいて、その保管状況の確認が不十分であるため、適切に維持管理はされていなかった。次は一時保管エリア以外の場所において、内容物、保管経緯等が不明な瓦礫等の収納容器が多数確認された。事業者は瓦礫等の適切な維持管理ができるように、体制を強化し一元的な運用・管理を行うための仕組みを構築するとしているのでその実施状況を確認する必要がある。

8月24日、高性能容器（HIC）内のスラリー（沈殿物）の移替え作業時、HIC 排気フィルタ出口のダスト濃度高警報が発生したため、作業を中断して調査すると、当該フィルタの損傷を確認した。この損傷をうけ事業者が既設、増設多核種除去設備内の排気フィルタを点検した結果32カ所で損傷が確認された。これらのことから現在は既設、増設多核種除去設備の運転時には代替フィルタを設置しているが、排気フィルタについては、今後は設計仕様を変更した改良品の設置を検討し、令和4年度に現地工事・試運転を計画しているので、対策の実施状況を確認する必要がある。また HIC 内のスラリーの移替え作業においては、事業者の行う安全対策の確認（ダスト拡散防止と作業員の被ばく評価）、漏洩防止・汚染拡大防止措置等について本年度に引き続きその実施状況を確認する必要がある。

11月19日に発生した淡水化装置（RO-3）の温風ヒータ吸気ダクト取替作業を実施した後、管理区域を退出する際に事業者の社員4名のうち2名の身体汚染が確認された件では、事業者は G ゾーンで当該ダクトの損傷を確認したがゾーン変更は行わず作業を実施した。当該損傷ダクトは Yβゾーンと連通しており、ダクト取替、開放作業時にはダスト拡散・汚染伝播リスクが考えられるため、事業者はゾーン変更が作業計画時に必要だったとしていることから、対策の実施状況を確認する必要がある。

以上のことから、次年度は、放射性廃棄物管理の実施状況、放射線管理の実施状況に

着目して検査を実施する必要がある。

2. 福島第一原子力発電所の課題

令和3年度においては、1件【瓦礫等の管理不備】の実施計画違反を確認した。第3四半期までに発生した1件の実施計画違反は、原子力安全に対する影響が軽微なものと判定する。瓦礫等の管理不備の発生を踏まえ、事業者は発電所全体として、瓦礫等の発生から保管管理までの一体的な運用・管理が十分とはいえなかったこと、また今後廃炉作業の進展とともに瓦礫等が増加する見込みであることから、体制を強化し一元的な運用・管理を行うための仕組みの構築と適切に実施されるような体制、役割分担、業務内容かどうかの視点からの見直し改善に着手し、既に活動している。これらの実施状況を引き続き確認する必要がある。

また、1. 評価結果のなかで触れた【フィルタに損傷】については、2年前にも同様の事象が確認され、その対応が問題（CR に未起票、事象を特別管理職に未報告）となるなど保守管理、リスク抽出の弱さ、ルール認識不足が認められる。さらに【身体汚染】についても放射線防護上のルール遵守の意識の低さ、現場状況の確認の不足が認められた。これらのことから、事業者自らが定めたマニュアル、ルール等に基づき行われる業務が管理された状態で実施されていないことを確認した。

第1四半期に発生した1件の実施計画違反についても、原子力安全に対する影響が軽微なものと判定するが、リスク抽出の弱さ、コミュニケーション不足、手順書等のルール軽視等が見られたことから、引き続き改善処置の状況を確認する必要がある。

中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示されているとおり、令和4年度には「多核種除去設備処理済水の海洋放出」「ALPS スラリー(HIC)安定化」「減容処理設備・廃棄物保管庫(10棟)設置」「試験的取り出し・PCV 内部調査」「増設焼却設備運用開始」等の高線量の廃棄物を扱う作業、高線量環境での作業やプロジェクトマネジメント機能が要求される作業が計画されており、これらの実施状況を確認する必要がある。

以上のことから、発電所の課題として以下が考えられる。

【基本検査に係るもの】(保安検査で確認できる内容のみ)

- ①実施計画違反1件に対する改善状況
 - ・放射性廃棄物管理
- ②放射線管理の実施状況
- ③その他の保安活動(施設管理、品質保証活動、教育・訓練)
- ④廃炉プロジェクトマネジメントの実施状況

1. 2. 4 特記事項
なし

1. 3 核物質防護検査
実施計画違反なし

2. 令和4年度実施計画検査の計画

2.1 施設定期検査

・実施計画において認可され供用を開始した施設が、実施計画に定めている要求される性能を発揮できる状態であるかについて記録により検査する。

その際、検査の着眼点を踏まえ抽出した以下の施設については、重点的に検査を実施する。

①汚染水処理設備等 <滞留水移送装置 移送ポンプ>

②使用済燃料共用プール設備 <共用プール冷却浄化系ポンプ>

③放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 <増設多核種除去設備>

④放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(雑固体廃棄物焼却設備)<ガス放射線モニタ>

⑤サブドレン他水処理施設 <サブドレン他浄化設備>

※< >は立会検査項目を設定する予定のもの

2.2 保安検査

①廃炉プロジェクトマネジメント

・ALPS 処理水の海洋放出に向けた、運用方法、品質保証活動及び核種分析体制等、保安のための措置の実施状況を確認していく。

②火災対策

・火災リスク低減対策について、計画的に改善活動を行っていることを確認しているが、危険物の無許可貯蔵、漏洩事象、火気作業に起因する熱傷事象等の管理不備に関する不適合が発生したことから、改善活動の実施状況を監視、確認していく。

③放射線管理

・事業者が行う直営作業時に発生した顔面汚染は、令和3年3月に発生したプロセス主建屋における顔面汚染時の是正措置が活かされておらず、事業者の放射線管理に係る不適合事象が再発しているため、是正措置等の対策について、継続して確認していく。

・汚染レベルが高く高線量の1・2号機 SGTS 配管撤去及び撤去後の廃棄物処理に係る放射線管理の実施状況を確認していく。

・高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業について、HIC 排気フィルタの損傷により当該出口のダスト濃度高警報が発生したことを受け、その対策を確認していくとともに、当該移替え作業においては、事業者の行う安全対策の確認(ダスト拡散防止と作

業員の被ばく軽減、漏洩防止・汚染拡大防止措置等についてその実施状況を確認していく。

④燃料取出準備

・2号機の燃料取出しに向けたオペレーティングフロアの除染、遮蔽体設置、燃料取出し用構台設置及びPCV内部調査等の燃料取出準備作業等が継続実施される他、令和4年より6号機の燃料取出し及びそれに先立ち、共用プールから乾式キャスク仮保管設備への使用済み燃料の移動を計画していることから、燃料管理の実施状況を確認していく。

⑤放射性廃棄物管理

・廃棄物管理に係る体制強化による成果をはじめ、2028年の屋外一時保管解消に向けた取り組み、瓦礫等の管理に係わる是正処置及び仮設集積場所の最小化等廃棄物保管管理等の更なるリスク低減対策又は工事を計画していることから、その実施状況について確認していく。

・仮設集積場所解消に向けた取り組みの進展、巡視・点検における改善状況の把握と見直し、実施計画遵守に対する意識の向上について特に注視しながら、活動状況を確認していく。

・高線量のSGTS配管等の撤去作業で生じる高線量瓦礫及び汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物の管理状況を確認していく。

⑥その他の保安活動

・令和4年3月16日に発生した地震を踏まえた対策の実施状況

・重要な操作(放射性物質の漏えい、内部取り込み等)を伴う直営・請負・委託作業に対して事業者の行う改善の実施状況を継続して確認していく。

・事故後10年以上が経過し、安全確保設備等に経年劣化が認められることから、長期保守管理計画による保全も含めて監視を継続していく。

・令和4年度に増設雑固体廃棄物焼却設備及び減容処理設備の運用開始が予定されていることから、事業者の保安活動を運転管理、施設管理等の観点から監視していく。

2.3 核物質防護検査

①物理的防護の強度

・防護区域等への人の立入り

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域内への立入りについて、立入りの必要性の確認状況、証明書等の発行状況、管理状況等を確認する。

・侵入検知装置の運用

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域における人の侵入を確実に検知することができる設備又は装置について、その運用状況を確認する。

②情報システムセキュリティ対策

・情報システムセキュリティ計画に基づく防護措置の実施状況について確認する。

③防護措置の定期的な評価・改善

・防護措置の定期的な評価・改善が経営層の適切な関与及び核物質防護管理者の統一的な管理の下に行われているか、PDCAサイクルが実質的に機能しているかといった観点から取組状況を確認する。

以上

(別紙 6)

令和3年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

(陸上輸送)

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	1	1
II	3	3
III	1	1
合計	5	5

(海上輸送)

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	2	2
II	2	2
III	5	0
合計	9	4

(航空輸送)

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	0	0
II	0	0
III	0	0
合計	0	0

参考：防護対象特定核燃料物質の区分

(未照射の核燃料物質)

	区分		
	I	II	III
プルトニウム	2kg以上	500gを超え2kg未満	15gを超え500g以下
濃縮ウラン※	20%以上	5kg以上	1kgを超え5kg未満
	10%以上20%未満		10kg以上
	天然ウランの比率を超え10%未満		1kgを超え10kg未満
ウラン-233	2kg以上	500gを超え2kg未満	15gを超え500g以下

※ 濃縮ウランについては、ウラン-235の量を示す。

(照射済の核燃料物質)

核燃料物質の種類	区分
核燃料物質を照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	未照射の核物質の区分に従う
核燃料物質を照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を超えるもの (濃縮度が10%未満の濃縮ウランを除く) (ガラス固化体(※)に含まれるものを除く)	未照射の核物質の区分から1ランク下げることが可能(照射前に区分Ⅲのものとは同ランクとする)
天然ウラン、劣化ウラン、トリウム、濃縮度が10%未満の濃縮ウランを照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が照射直後において1グレイ毎時を超えていたもの (ガラス固化体(※)に含まれるものであって、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を超えるものを除く)	区分Ⅱ
ガラス固化体(※)に含まれる照射済の核燃料物質であって、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を超えるもの	区分Ⅲ

(※) ガラス固化体とは、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化した物をいう。